

上天草市立斎場指定管理者募集要項

上天草市では、公の施設である「上天草市立斎場」の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、上天草市立斎場条例（平成16年上天草市条例第94号）第12条（指定管理者による管理の条項）及び上天草市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成16年上天草市条例第204号）第3条の規定に基づき、令和6年4月から指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたところですが、現行の指定管理者の指定期間が令和9年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補を新たに選定するため、広く事業者を募集し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

1 対象施設の概要

（１） 名称

上天草市立斎場（以下、「斎場」という。）

（２） 所在地

上天草市大矢野町登立3495番地3

（３） 施設の設置目的、役割等

公衆衛生その他公共の福祉に資することを目的に、人生の終焉の場にふさわしい施設として火葬を行うことを役割としている。

（４） 施設の沿革

施設の沿革は次のとおり。

建設	昭和58年4月 鉄筋コンクリート平屋建 敷地面積5,960㎡
建物規模	床面積488.4㎡、斎場棟178.7㎡、待合棟267.5㎡、渡り廊下44.2㎡、霊灰塔10.0㎡
敷地及び建物内の設備	炉室（火葬炉3台、操作機械）、告別室、炉前ホール、冷却室、収骨室、風除室、玄関ホール、受付（事務室）、待合ホール、待合室（和室）2部屋、待合室別棟（和室）1部屋、トイレ、シャワー室、排ガス処理施設、太陽光発電システム、祭壇台、駐車場（普通乗用車24台、大型バス2台、身障者用2台）
平成21、22年度一部改修	待合ホール、待合室（和室）、トイレ改

	修、太陽光発電システム設置、収骨室、冷却室増築、火葬炉（1号炉・2号炉）改修
平成31年度大規模改修	炉前ホール、待合ホール、トイレ他改修、火葬炉3基新設、告別室新設、空調設備改修

(5) 現在の管理運営体制

現在の指定管理者 株式会社 光正社

(6) 施設の利用実績

ア 火葬実績（死産児・改葬含む）

	市内	市外	計
令和5年度	512件	22件	534件
令和6年度	529件	26件	555件
令和7年度	500件	32件	532件

イ 施設使用料収入実績

	使用料収入額
令和5年度	9,240,000円
令和6年度	9,934,000円
令和7年度	9,336,000円

2 管理運営に当たっての基本的な考え方

斎場の管理運営は次に掲げる項目を基本的な考え方とします。

- (1) 条例、条例施行規則及び施設管理に関する法令等を遵守すること。
- (2) 施設全体の衛生環境を整え、維持すること。
- (3) 設備及び備品の保管、維持管理を適正に行うこと。
- (4) 公の施設であることを意識し、使用者に対する公平なサービスを心掛け、使用満足度の高い接客サービスを行うこと。
- (5) 地域住民の生活環境を害することのないよう環境保全に努めること。

3 指定管理者が行う管理運営業務の基準

- (1) 使用時間は、上天草市立斎場条例（以下、「条例」という。）第4条の規定により、午前8時30分から午後5時15分までとし、火葬の受入時間は、午前9時から午後3時30分までとします。
- (2) 休業日は、条例第5条の規定により、1月1日とします。
- (3) 条例第4条及び第5条の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て使用時間を変更し、又

は休業日を変更し、若しくは別に定めることができます。

- (4) 斎場の使用に際し、次のいずれかに該当する場合は、条例第7条の規定により使用を許可しないものとします。

ア 斎場の使用目的に反する使用をするおそれがあるとき。

イ 斎場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

ウ 斎場の管理上支障があるとき。

- (5) 管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守してください。

ア 上天草市立斎場条例（平成16年上天草市条例第94号）、上天草市立斎場条例施行規則（平成16年上天草市規則第72号）

イ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）、その他行政関係法令

エ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他労働関係法令

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年省令第2号）、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和23年厚生省令第45号）、建築基準法（昭和24年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

- (6) 施設管理運営に関して業務上知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（15年法律第57号）、上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上天草市条例第16号）、上天草市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年上天草市規則第1号）を遵守してください。また、業務上作成し又は取得した文書等は、5年間適正に保管管理してください。指定管理期間を過ぎた後も同様とします。

- (7) 省エネルギーの徹底と温室効果ガスの発生抑止に努めてください。また、廃棄物の発生抑制、適正処理及びリサイクルを推進し、環境負荷軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めてください。

- (8) 施設設備及び備品の適正な維持管理を行ってください。

4 指定管理者の業務

指定管理者の業務は次のとおりとし、業務の詳細は別紙1「上天草市立斎場指定管理業務仕様書」に定めるとおりとします。

- (1) 斎場の使用の許可に関する業務
- (2) 火葬に関する業務
- (3) 施設の維持管理（修繕含む）に関する業務
- (4) その他管理運営上必要と認められる業務
- (5) 自主事業

5 指定管理者の指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理を継続することが適当ではないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

施設管理に要する経費は、斎場使用料、自動販売機電気使用料及び市から支払う指定管理料で賄うものとします。このうち、指定管理料は、基準価格の範囲内で、応募事業者から年度ごとの提案を求め、市との間で締結する協定書で定めます。

なお、社会情勢等により、人件費及び物価の著しい上下落が発生し、施設管理運営に必要な指定管理料に影響を及ぼす場合は、指定管理料の増減額に関して双方協議するものとし、市と指定管理者とで締結する協定書において定めます。

基準価格（5年間）	68,205,000円（税込み）
令和9年度	13,641,000円（税込み）
令和10年度	13,641,000円（税込み）
令和11年度	13,641,000円（税込み）
令和12年度	13,641,000円（税込み）
令和13年度	13,641,000円（税込み）

7 リスク分担

管理運営業務に関するリスク分担の基本的な考え方は、次のとおりです。

なお、これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものであり、詳細については、協定の締結を行う際に、市と指定管理者との協議の上、決定します。

種類	リスク内容	リスク負担者	
		市	指定 管理者
法令等の変更	指定管理者が行う施設管理運営に 直接影響する法令等の変更	双方協議	
	指定管理者自らの団体事業運営に 影響する法令等の変更		○
税制度の変更	指定管理者が行う施設管理運営に 直接影響する税制度の変更	双方協議	
	指定管理者自らの団体事業運営に 影響する税制度の変更		○
人件費の変動	人件費の変動による経費の増		○ ※1
物価の変動	物価の変動による経費の増		○ ※1
不可抗力	天災、戦争、内乱、暴動、疫病、 感染症の流行等の、指定管理者の 帰責事由によらない自然的及び人 的な事象による経費の増、施設管 理業務の不履行及び継続不能	双方協議	
施設管理運営の内容変 更・中断・中止	市の指示等によるもの（政治的、 行政的判断を含む）	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
資金調達	市からの指定管理料の支払い遅延 による施設管理運営への影響	○	
	指定管理者の帰責事由による経費 支払い遅延による施設管理運営へ の影響		○
施設の設備、備品管理	指定管理者の帰責事由による修繕		○
	指定管理者の帰責事由によらない 修繕等で10万円以上のもの	○	
	指定管理者の帰責事由によらない 修繕等で10万円未満のもの		○
	施設の改修、増築等	○	
施設使用者、地元住民 への配慮	施設使用者及び地元住民からの、 施設管理運営に対する苦情、要望		○

	への対応		
	施設管理運営による環境保全		○
	上記以外での行政に対する訴訟、 苦情、要望への対応	○	
第三者への損害賠償	指定管理者の帰責事由による第三 者への損害		○
	上記以外の第三者への損害	○	
自主事業	指定管理者の自主事業に関するこ と		○
犯罪セキュリティ	指定管理者の帰責事由による犯罪 発生と損害		○
情報セキュリティ	指定管理者の帰責事由による情報 管理不足、情報漏洩の損害		○
指定終了時の経費	指定管理期間が終了した場合、又 は指定管理期間中に指定が取り消 された場合の、業務引継ぎに要す る費用		○

※1 社会情勢の著しい変動による人件費及び物価インフレ・デフレの影響による場合は双方協議とする。

8 事業実施状況の監視等

(1) モニタリングの実施

市は、斎場の円滑な管理運営を確保するため、管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。モニタリングの実施に関して必要な事項については、協定において定めることとします。

(2) アンケートの実施

指定管理者は、施設使用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により施設使用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、市へ報告するものとします。

9 参加資格

(1) 参加申込を行う者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 天草・宇城・宇土管内に本店又は契約権限を委任した営業所等を有していること（当該営業所等の開設を予定する者を含む。）。

- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
 - エ 暴力団密接関係者（上天草市暴力団排除条例（平成２４年上天草市条例第５号）第２条第４号に規定する者をいう。）でないこと。
 - オ 労働者災害補償保険に加入していること。
 - カ 市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - キ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく更正又は再生の手続を行っていない者であること及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - ク 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適格と認められる者でないこと。
- (２) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意すること。
- ア 代表構成員を選出し、市との協議等については、当該代表構成員が行うこと。
なお、グループの構成員は、(１)のア及びウからクまでに掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 申請者の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
 - ウ 申請については、１グループにつき１提案に限る。また、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- (３) 火葬に関する業務に従事する者は、火葬炉及び運搬台車等の安全な機械操作に関して一定期間の経験、管理能力を有すること。

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出してください。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

- (１) 指定管理者指定申請書（第１号様式）
- (２) 上天草市立斎場の管理運営に関する事業計画書（第２号様式）
- (３) 上天草市立斎場の管理運営に関する収支予算書（第３号様式）
- (４) 法人等の定款若しくは規約又はこれらに類する書類
- (５) 法人にあつては登記簿謄本、法人格のない団体にあつては申請日前３か月以内に交付された代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し。）

- (6) 貸借対照表、損益計算書、注記表その他法人等の事業及び財務の状況を明らかにすることができる書類（直近の3年度分）
- (7) 申請の日の属する年度の前年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (8) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（募集要項配布日以降に交付されたもの）
- (10) 市税（市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市区町村税）及び地方税について未納がないことの証明書
- (11) 法人等の役員名簿（監事又は監査役を含む。）
- (12) 「9 参加資格」に掲げるウ及びエの欠格事項に該当しない旨の申立書（任意様式）
- (13) 事業所に係る組織体制及び給与体系
- (14) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び当該グループに係る協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求又は受領団体等を明らかにした書類）（任意様式）

11 現地説明会の実施

現地説明会を、以下のとおり実施します。

- (1) 現地説明会 令和8年7月31日（金）午後4時から1時間程度
予備日 令和8年8月3日（月）午後4時から1時間程度
- (2) 参加人数 1事業者につき3名まで
- (3) 参加希望の場合は、令和8年7月28日（火）午後4時までに、参加人数と共に質問書の受付先まで、電子メールにて御連絡ください。
- (4) 斎場の使用予約が入った場合は、予備日で実施します。予備日に使用予約が入った場合は、現地説明会は中止とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。予備日への延期及び中止の連絡は、説明会前日に電子メールで御連絡します。

12 質問書の受付及び回答

募集要項及び仕様書の内容に関する質問、現地説明会への参加予約を以下のとおり受付けます。

- (1) 現地説明会
ア 実施日

- (ア) 令和8年7月31日(金)午後4時から1時間程度
- (イ) 令和8年8月3日(月)午後4時から1時間程度(予備日)
- イ 受付期間 令和8年7月28日(火)午後4時まで
- ウ 受付方法 電子メール
- (2) 質問書の受付
 - ア 受付期間 令和8年8月3日(月)から令和8年8月7日(金)午後5時まで
 - イ 受付方法 質問書(第4号様式)に記載の上、PDFファイル形式で電子メール添付にて送付ください。
- (3) 質問書への回答

全ての質問書への回答は、令和8年8月14日(金)に、上天草市ホームページ上への掲載をもって回答とします。
- (4) 電子メール(E-mail)アドレス

上天草市市民生活部環境衛生課 担当者：濱口 E-mail : kankyou_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」に置き換えています。 送信の際は、_atmark_を@に変換してください。

13 申請書類提出先及び受付

申請に係る提出書類は、必ず郵送もしくは持参による提出とし、電子メール及びファクシミリでの提出は認めません。

(1) 提出先

〒869-3692 上天草市大矢野町上 1514 番地 上天草市市民生活部環境衛生課(上天草市役所大矢野庁舎1階) 担当者：濱口

(2) 提出期間

令和8年8月17日(月)から令和8年8月31日(月)午後5時まで(必着)とします。

(3) 提出方法

- ア 郵送の場合は、書留郵便により提出してください。
- イ 持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までに上記提出先部署まで持参してください。

(4) 提出部数

- ア 提出書類は、10部とします(正本1部及び副本9部)。
- イ 副本9部は、複写機による写しでも構いません。

- ウ 提出された書類は返却しません。
- (5) 提出に係る留意事項
- ア 提出された書類は、上天草市役所庁舎内及び指定管理候補者選定委員会での使用に限り、必要に応じて複写することがあります。
- イ 提出された書類は、上天草市情報公開条例（平成１７年上天草市条例第３号）に基づく開示請求により開示することがあります。
- ウ 提出期間を過ぎた後の申請書類の差し替えや再提出は認めません。
- エ 申請書類の提出に係る費用は、すべて申請者の負担とします。
- オ 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「９ 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化による事業履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等、指定管理者としての適当性が認められない場合、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- カ 指定管理候補者を指定管理者として指定後、指定管理者が「９ 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化による事業不履行が認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等、指定管理者としての適当性が認められない場合、指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

14 選定方法、審査基準及び配点

- (1) 指定管理候補者の選定は、指定管理候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会における指定管理候補者の選定意見とし、最終的に市において選定します。

- (2) 審査基準と配点は次のとおりです。

選定項目	審査項目	配点
事業計画書の内容が、施設使用者の平等な使用を確保することができるものであるか	施設管理運営が市の示した基本的な考え方に沿っているか	適・否
	施設使用者の平等な使用が確保されているか	
事業計画書の内容が、施設の効用を最大限発揮させるものであるか	火葬に関する業務において、円滑な業務実施及び使用者満足度を高める取組みがあるか	40
	敷地及び施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性はあるか	
事業計画書の内容が、施設管	設備及び備品の保管や維持管理方法	20

理業務に係る経費の縮減が図られるものであるか	は適正に行えるか	
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性はあるか	
施設の事業計画書に沿った管理運営を安定して行うために必要な人員、財政的基礎を有しているか	安定的運営が可能な人的能力を有しているか	30
	安定的運営が可能な財政的基盤を有しているか	
	類似施設の運営実績もしくは、安定的運営を行える知見を有しているか	
その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項	地元住民と連携し、地域の生活環境を整えるための取組み（環境保全）に努めることができるか	10
	災害等の緊急時に備えた管理体制を有しているか	
合計		100

※ 選定項目ごとに配点の6割に達しない場合は、失格とします。

15 無効又は失格

本要項中に記載のほか、以下の事項に該当する場合、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 提案価格が基準価格を超えている場合
- (2) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られていない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 選定委員会での審査に当たり内容が不相当と認められる場合

16 指定管理者の指定、協定までのスケジュール

提出いただいた申請書類に関して、参加資格確認等の書類審査を行います。

書類審査の結果、参加資格が適当と認められる申請者には、プレゼンテーション審査（選定委員会）を実施します。

プレゼンテーション審査（選定委員会）の時間と場所は、書類審査の結果とともに、後日、申請者宛てに書類通知します。

なお、プレゼンテーション時間は20分程度（質疑応答時間除く）を予定しています。

募集要項の公表	令和8年 7月21日（火）
現地説明会の開催	令和8年 7月31日（金）

質問書の提出期限	令和8年 8月 7日 (金)
質問書に対する回答	令和8年 8月 14日 (金)
申請書類の提出期限	令和8年 8月 31日 (月)
書類審査 (資格確認等)	令和8年 9月 4日 (金)
プレゼンテーション審査 (選定委員会)	令和8年 9月 30日 (水)
選定結果の通知及び公表 (候補者決定)	令和8年 10月中旬～下旬
指定管理者の指定 (市議会の議決)	令和8年 12月
協定の締結	令和9年 2月

17 申請状況及び選定結果の公表

申請状況に関しては、申請した法人その他の団体の名称を、市ホームページ上で公表します。

選定結果に関しては、各申請者に書類通知し、市ホームページ上で指定管理候補者として公表します。

18 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

指定管理者は、令和8年 12月開催の上天草市議会定例会において、議決を経て指定されます。

議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定で定める指定管理料は、令和9年度予算の範囲内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

19 添付資料、様式

- (1) 指定管理者指定申請書 (第1号様式)
- (2) 上天草市立斎場の管理運営に関する事業計画書 (第2号様式)
- (3) 上天草市立斎場の管理運営に関する収支予算書 (第3号様式)
- (4) 質問書 (第4号様式)
- (5) 上天草市立斎場指定管理仕様
- (6) 上天草市立斎場の管理運営に関する協定書 (案)

問合せ先

〒869-3692

上天草市大矢野町上 1514 番地

上天草市市民生活部環境衛生課（上天草市役所大矢野庁舎 1 階）

担 当：濱口

電 話：0964-26-5545（直通）

E-mail：kankyou_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」に置き換えています。

送信の際は、_atmark_を@に変換してください。